官庁報告

官庁事項

中部地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項に基づき次のとおり公示する。

平成23年10月17日

中部地方整備局長　足立　敏之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	1号	静岡市駿河区中吉田328番2から同市駿河区国吉田2丁目401番1までの上下線

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年十月十七日

東北経済産業局長　豊國　浩治

一　件名　水沢ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十三年十一月十八日　午後二時から

三　場所　奥州商工会議所（岩手県奥州市水沢区東町四番地）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（地震等の災害時における安定供給のための製造・供給設備強化に伴うガス料金総原価見直しによる料金改定）

2　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番1号　仙台合同庁舎）並びに水沢ガス株式会社（岩手県奥州市水沢区山崎町十四番十六号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「水沢ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十三年十月三十一日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番1号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「水沢ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十三年十月三十一日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番1号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第1号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

水沢ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格A4とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十三年九月二十九日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十三年十月十七日

国土交通大臣　前田　武志

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
独立行政法人都市再生機構	和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業の確定測量図及び調査簿	大阪府和泉市はつが野、松尾寺町、青葉台、あゆみ野
奈良県	奈良市高畑確定測量図及び調査簿	奈良県奈良市高畑町の一部
奈良県	橿原市白橿確定測量図及び調査簿	奈良県橿原市白橿町の一部

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、平成23年10月12日から1月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成23年10月17日

那覇地方法務局長　稲吉　伸博

記

氏名　池城　潤

所属する司法書士会　沖縄県司法書士会

登録番号　沖縄第389号

事務所の所在地　沖縄県島尻郡南風原町字兼城116番地

違反行為　本人確認・登記申請意思確認義務違反、委任状の作成、登記識別情報を申請人以外の第三者に交付

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人桑子康雄が平成10年7月28日死亡したので、新たに相続財産管理人を次のとおり再選任した。

平成元年（家）第49号

申立人　職権

本籍埼玉県入間郡日高町大字森戸新田99番地の2、最後の住所埼玉県入間郡日高町大字森戸新田99番地の2特別養護老人ホーム清雅園、死亡の場所埼玉県入間郡日高町、死亡年月日昭和63年9月27日、出生の場所埼玉県南埼玉郡菖蒲町、出生年月日明治34年月日不詳、職業無職

被相続人　亡　松原　清吉

事務所埼玉県飯能市大字双柳87番地59田辺ビル2階

相続財産管理人　弁護士　土屋　良一

さいたま家庭裁判所飯能出張所